

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	吹田市の「公共施設の貼り紙(新型コロナウイルス関連)」が半年経過。速やかに更新されたし	<p>・吹田市の広報課が発信しておられる「公共施設の貼り紙(新型コロナウイルス関連)」は、吹田市の多くの公共施設の掲示板に掲示されており、また。民間のスーパーにも依頼して、掲示されています。</p> <p>・現在、掲示されているものは、『新型コロナウイルス感染症情報(第70報)【令和4年9月28日現在】』で掲示から約半年近くになり、この間に政府・大阪府・吹田市が状況の変化により、いろいろな施策が変更され、最近ではマスク着用について変更されており、実態と異なる内容の張り紙は、市民に間違った情報提供になります。</p> <p>Q1: 何故このようになっているのか、職場で誰も気付かれないのはなぜか、速やかに更新されたし。掲示板の位置が直射日光があたる箇所では、日焼けで退色し始めて見栄えも悪いです。</p> <p>Q2: 吹田市では、公民館他、多くの公共施設で掲示されており、それぞれの施設の方が疑問を持って広報課に「いつまで掲示をしておくのか？」問い合わせをされないのが最大の危機。危機管理面での非常事態です。全部局に関連すると思いますので、全部局は再確認と徹底をされたし。</p> <p>Q3: 民間施設での掲示は「吹田市から要請を受けて掲示を…」と言っておられる事から、一度お礼・謝罪の連絡をされたら・・・ ⇒添付画像、民間施設での掲示</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症情報につきまして、古い情報が掲示されたままになっており、大変申し訳ございませんでした。掲示を依頼しております施設所管部署及び協力いただいている民間事業者様に至急取り外すよう依頼いたしました。今後は発行しました掲示物の掲示期間等の管理につきまして徹底してまいります。なお、感染症情報につきましては、感染状況が落ち着いていることや、新型コロナウイルスの分類が5類に変更されることなどから、発行を終了いたしました。</p>	広報課	R5.3.27	R5.4.3
2	保育園利用料の多子支援について	<p>保育園利用料の多子支援(半額)について、長子の保育園在園条件を撤廃あるいは小中学校在学へ緩和できないでしょうか。</p> <p>現在、3人の子育てをしています。</p> <p>第一子と第二子は3歳差でしたので、第一子の卒園に伴い第二子が幼児となり、国の政策である保育料無料の対象となりましたが、第三子は第二子と5歳差で減額対象が1年間しかなく、残り2年間は支援を受けられません。</p> <p>この制度は少子化対策の一つであると思いますが、支援額が「兄弟間の年齢差」によって決まり、その差は最大で100万円以上とかなり大きいです。</p> <p>これは支援の公平さを欠くばかりでなく、家族計画の自由度が減り、2人目3人目を諦めなくてはならない事例もあると思います。他市ではこのような制限も無く、多子支援をしている所も多いです。長子の在園という支援条件の撤廃あるいは緩和をお願いいたします。</p>	<p>各自治体における保育料の算定方法などの動きにつきましては、市としても情報把握に努めているところでございますが、きょうだいの数え方を見直す場合には、減額される保育料を補うために多額の費用が必要となりますので、今後の吹田市の子育て施策や実施した場合の効果等を十分に検討し、国・府及び近隣他市の動向を踏まえて慎重に判断してまいりたいと考えております。</p> <p>貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>この度いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	保育幼稚園室	R5.3.30	R5.4.3

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	<p>続・吹田市のウクライナ関連の情報を教えてください。</p>	<p>2/27に投稿で3/13に回答を頂いておりますが、疑問点の追加です。            *Q1: 前回の質問[再掲]、ウクライナから吹田市に避難されている方の「現在の避難・生活状況・支援状況について、困っておられる事の内容などプライバシーに関わらない範囲でのHPへの掲出をお願いします」…について教えてください。            A1:[人権政策室]ウクライナ避難民の方の状況等につきましては、プライバシー保護の観点などから市ホームページへの掲出などは差し控えていただいております。引き続き、避難民の方々に寄り添った支援に努めてまいります。            ⇒Q1: 吹田市に避難されている方の報道について、人権政策室は「プライバシー保護の観点からHPへの掲出は控えている」との事ですが、先日スーパーで東欧系の親子を見ました。避難されている方たちの意向も同じでしょうか。            ※先日、大阪府下の某市の取組が全国紙に顔写真付きで報道されていました。また先月にはTVで何件かの顔出し報道も有りました。            ⇒Q2: 吹田市に避難されている方の人数 ならびに 吹田市がこの1年間で支援をされた内容を教えてください。吹田市は今後、どのような支援を考えておられますか。            ⇒Q3: 避難されている方のニーズで、吹田市民が今後支援が出来る事を教えてください。            *Q2: 前回の質問[再掲]、吹田市HPの「ウクライナ支援・寄付」のサイトが、いつの間にか削除されています。            A2:[福祉総務室]吹田市社会福祉協議会でウクライナ人道危機救援金を受け付けていましたが、令和4年12月末で終了したため市のホームページについても掲載を終了しました。            ⇒Q4: 「ウクライナ人道危機救援金を受け付け」を終了するのであれば、吹田市HP(Top頁)の新着情報に掲出すべき。            ⇒Q5: 吹田市のHPで、今年の2月10日に「ウクライナ人道危機救援金の受付期間を再延長します。令和4年3月2日から令和6年3月31日まで」…のサイトがあり、市の回答は間違いです。            吹田市民への周知として、吹田市HP(Top頁)の「大切なおしらせ欄」に「海外救援金」の掲出願う。            ※吹田市のこのような現状は、吹田市の福祉行政が問われることとなります。</p>	<p>Q1について            ウクライナ避難民の方の状況等について、プライバシー保護の観点から市ホームページへの掲出などを差し控えることは、避難されている方々の御意向でもあります。            (担当: 人権政策室)</p> <p>Q2について            本市に避難され、総合支援窓口である人権政策室が支援をしている方は6名です。市として行った主な支援内容は、市営住宅の提供、生活支援金の支給、住民登録、国民健康保険加入等の手続きです。今後も引き続き、避難民に寄り添い、自立に向けた支援を行ってまいります。            (担当: 人権政策室)</p> <p>Q3について            市が避難をされている方のニーズに応じて、引き続き支援を続けていくことから、市民の方には、市が避難されている方への支援に対しての御理解をいただければと考えております。            (担当: 人権政策室)</p> <p>Q4について            同様の場合につきましては新着情報に掲出するべきか検討いたします。            (担当: 福祉総務室)</p> <p>Q5について            吹田市社会福祉協議会で受け付けておりました「ウクライナ人道危機救援金」につきましては、令和4年12月末で終了しております。その一方で、吹田市が事務局をしております日本赤十字社大阪府支部吹田市地区の「ウクライナ人道危機救援金」については、引き続き令和6年3月31日まで受け付けております。なお、ホームページ内の大切なお知らせ欄への掲出につきましては、ホームページ管理部門と重要性を考慮しながら検討いたします。            (担当: 福祉総務室)</p>	<p>人権政策室、福祉総務室</p>	<p>R5.3.20</p>	<p>R5.4.4</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	千里南公園の園路がバリアフリーになっていない	<p>千里南公園のカフェ(バードツリー)の前などの園路が砂利道になっていますが、バリアフリー化する義務があります。</p> <p>-----</p> <p>●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)          第六条 施設設置管理者等は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。          第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは～移動等円滑化の～条例～に適合させなければならない。</p> <p>●都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン          2-2-1 園路及び広場          (1)園路及び広場の基本的な考え方          出入口及び駐車場から特定公園施設及び「主要な公園施設」に至るまでの経路を確保し、当該経路を移動等円滑化する必要がある。          各施設に至るうえで最も一般的と認められる経路を移動等円滑化するとともに、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、他の経路についても可能な限り移動等円滑化することが望ましい。          (3)通路の基準          ④ 表面等          ◎通路の路面は、滑りにくいものとする。          ○通路の路面は、平坦で固くしまっている仕上げとする。</p> <p>-----</p> <p>つまり、カフェを設置した(改築)ときに公園をバリアフリーにする義務があり、具体的には“少なくとも”南西と北東の入り口と駐車場を結ぶ園路はバリアフリーにする義務があります。</p> <p>以上を踏まえた上でお尋ねします。</p> <p>・カフェの設置時に法律を守らず、バリアフリーにしなかったのは何故でしょうか。          ・千里南公園をバリアフリー化するのはいつでしょうか。          ・バリアフリーの義務を満たしていない公園は市内に何ヶ所あるのでしょうか。          ・片山公園も砂利道で(増設又は改築していないのであれば)バリアフリーの努力義務を満たしていませんが、努力義務を満たしていない公園は市内に何ヶ所あるのでしょうか。          ・努力義務を満たしていない公園はいつバリアフリー化するのでしょうか。</p>	<p>●カフェの設置時に法律を守らず、バリアフリーにしなかったのは何故でしょうか。          →バリアフリー新法では、12種類の公園施設(以下、「特定公園施設」という)について、都市公園移動円滑化基準(以下、「基準」という)が規定されています。公園管理者は、特定公園施設の新設、増築又は改築を行うときに基準に適合させる義務があり、また、この時を除き基準に適合させる努力義務があります。千里南公園のカフェレストラン(飲食店)は特定公園施設に該当しないこともあり、建築時には園路のバリアフリーまでは至らなかったものです。</p> <p>●千里南公園をバリアフリー化するのはいつでしょうか。          →カフェレストラン(飲食店)建築時には園路のバリアフリーまでは至りませんでした。バリアフリーに努めなければならないことは認識しております。そのため、令和5年度に舗装工事の予算を計上しており、令和5年度中の施工を予定しております。</p> <p>●バリアフリーの義務を満たしていない公園は市内に何ヶ所あるのでしょうか。          →市内の公園は開設以来相当年数経過している個所も多く、遊具の更新以外には、園路を含め改築を行っているものが少ないため、基準に適合していない公園が数多く存在しています。詳細な個所数については現在調査中であります。</p> <p>●片山公園も砂利道で(増設又は改築していないのであれば)バリアフリーの努力義務を満たしていませんが、努力義務を満たしていない公園は市内に何ヶ所あるのでしょうか。          →上記回答と同様になりますが、令和4年に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が改定されたことも受け、現在、基準やガイドラインの適合状況等を調査しているところです。</p> <p>●努力義務を満たしていない公園はいつバリアフリー化するのでしょうか。          →市内の公園では、広場や園路等の老朽化が進んでいるものの、遊具を除き更新が進んでいない状況です。そのため、特定公園施設の新設、改築や、魅力向上事業に合わせて、バリアフリー化を進めていく予定としています。</p>	公園みどり室	R5.3.20	R5.4.4

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	4月から自転車のヘルメット着用が努力義務化されますが、吹田市の市民への周知状況について教えてください	<p>道路交通法の改正(令和4年4月27日公布)で「今年の4月から自転車のヘルメット着用が努力義務化」について報道されていますが、吹田市は、市報すいた 令和4年11月号に「11月は自転車マナーアップ強化月間」のページで、「自転車利用者の全世代にヘルメットの着用が努力義務になりました」の一文があるのみです。今年4月から実施の文言は無し。</p> <p>Q1:【広報課への要望】吹田市報の3月号には「自転車のヘルメット着用が努力義務化」についての記事が掲載されていません。吹田市民への周知で市報4月号に掲載ならびにHPへの掲出をお願いします。</p> <p>Q2: 吹田市内の小中学生・高校生・大学生および市職員などへのヘルメット着用について、令和4年5月以降の周知はどのようにされましたのでしょうか。</p> <p>Q3: 吹田市には、多くの市営駐輪場が有り、利用者への周知はどのようにされていますか。また通勤・通学での利用者も多く、ヘルメットの一時預かり用のコインロッカーなどの検討はされているのでしょうか。</p> <p>また他市では、ヘルメットの購入代金の補助のニュースもありますが、吹田市は考えておられますか。</p> <p>Q4: シェアサイクル実験も行われており、ヘルメットの着用について運営会社との協議はどのようにされているのでしょうか。今後の方向性は？</p> <p>Q5: 吹田市HPのシェアサイクルのサイトの「他市のサイクルポート」の項において、豊中市・西宮市がリンク先エラーになります。池田市の実験はR5年3月31日に終了予定となっています。改善が必要。</p> <p>Q6: 吹田市HPの吹田市内の交通事故発生状況(高速道路上を除く)のサイト内の大阪府警リンク先-2カ所がエラーになります。改善が必要。</p> <p>Q7: 阪急電車吹田駅北側・商工会議所横の踏切道で吹田市役所への朝夕の通勤される職員の方が多く通られます。吹田市が設置している注意看板「注意」自転車は押して通行を」が有ります。⇒添付画像参照</p> <p>夕方の退庁時刻を過ぎて暫くすると、10人余りの人が乗車したまま続いて渡ります。少し上り坂の状況からスピードも出ており危険ですので指導をお願いします。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について 市報4月号の掲載は×切を過ぎており掲載できませんが、ホームページへの掲出は進めております。 (担当:総務交通室)</p> <p>Q2について 吹田市内の小中学生、高校生、大学生の周知につきましては、今後、交通安全教育などを通じて周知を図ってまいります。 (担当:総務交通室) 本市職員への周知については、令和5年3月23日に非正規の職員を含む全職員に対して、率先して着用を努めるよう「職員の通勤時のヘルメット着用について(通知)」と題した、総務部人事室長通知を発出しております。 (担当:人事室)</p> <p>Q3について 市営自転車駐輪場に関しまして、利用者への周知及び啓発については、場内への掲示を検討しております。 一時預かり用のコインロッカーについて、現在は設置をいたしません。他市及び民間駐輪場の動向を参考に、今後検討させていただきます。 ヘルメットの購入代金の補助について、吹田市では現在補助はありませんが他市の状況を鑑みて今後検討してまいります。 (担当:総務交通室)</p> <p>Q4について シェアサイクルに関しましては、事業者と市担当課にて対面方式にて協議を行いました。その結果、今後の方向性として、シェアサイクル利用時のヘルメットに関しては、利用者が各自で持参することとなりました。 (担当:総務交通室)</p> <p>Q5及びQ6について リンク先を修正いたしました。 御指摘いただき、ありがとうございました。 (担当:総務交通室)</p> <p>Q7について 本市職員による危険な通行について、御迷惑をお掛けし誠に申し訳ございません。御指摘の場所については、これまでも近隣住民の方から苦情・相談等を受けており、本市としても管理職員の集まる会議等での指導及び非正規の職員を含む全職員に対しての通知等を重ねてきたものでございます。交通ルールの遵守に関して、引き続き周知徹底を図ってまいります。 (担当:人事室)</p>	人事室、総務交通室	R5.3.22	R5.4.4

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	吹田市地域自立支援協議会の職員が職務怠慢2	<p>前回の質問への基幹相談支援センター〇〇氏からの回答で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事の遅れについて、職員から委員に対し説明も謝罪もなく、いつ行う予定かも伝えないのは何故か。</li> <li>・今後改善する予定はあるのか。あるならそれはいつか。</li> </ul> <p>への回答がありません。</p> <p>3月7日、3月20日に事務局から当事者会の各委員に送られた会議の案内のメールでも、仕事の遅れについては一言も触れられていません。3月9日の当事者会の議事録にも載っていません。</p> <p>質問に対して謝罪しておきながら、委員に対しては説明も謝罪もしないのは矛盾しています。</p> <p>質問に答えていただけないので書き方を変えます。</p> <p>[仕事の遅れについて、近日中に、職員から委員に対し説明と謝罪をし、いつ行う予定かを伝えてください]</p> <p>本当に申し訳ないと思っているなら、当然される筈です。</p>	<p>本市地域自立支援協議会・当事者会運営に関する事務の進め方及び対応につきまして、〇〇様にご不便な思いをさせてしまいましたことを重ねて心からお詫び申し上げます。</p> <p>当事者会運営に関する事務につきましては、できるだけ当事者会委員の皆様のご賛同を得ながら進めて参りたいと考えており、新年度の会議開催の折に、これまでの運営方法を振り返り、皆様方と共に改めて検討させていただく機会を頂戴できればと存じます。</p> <p>皆様方からの貴重な御意見を基に運営方法等について改善に努めてまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	障がい福祉室	R5.3.22	R5.4.4
7	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>4月3日10時35分頃、北千里付近の府営吹田藤白台4棟から3棟に向かう通路で上は茶色、下は黒の高齢男が歩きタバコをしていた。もはや職員の注意では効果は薄くなってきた。</p> <p>付近の府営住宅エントランスや回覧で喫煙案件を白日の下に晒し、禁煙の周知徹底をお願いします。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.4.4	R5.4.4

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	小中学校の体育館へのエアコン・非常用発電設備設置事業について、要請します。	<p>山二地区では、災害時の避難所開設を想定し、地区内の吹田市指定避難所である山二小学校校長、千里丘市民センター長、山二地区公民館長とともに、ほぼ隔月で、避難所連絡会という場をもち、避難所開設に関する様々な事柄について相談をしてきました。その中で、非常電源や照明・空調・トイレ・ネット環境・備蓄など他分野にわたって話し合いを積み重ね、できることから、一つずつ実行しています。</p> <p>ですから、今回吹田市が、体育館のエアコンと非常用発電システムの導入を計画していると聞き、たいへん嬉しく思っている次第です。しかし、それと同時に、そこまで市が計画をすすめているのであれば、実際に避難所開設・運営を進めていく自主防災組織としての率直な要望をお伝えし、ぜひ事業の中に取り入れていただきたいと考えます。</p> <p>以下3点、要請をします。</p> <p>(1) LPガスによるシステムの導入を検討されているとのことですので、避難所における炊き出しの熱源として使える仕様にしてください。 (説明)炊き出しの熱源として、当方では、現在ハイカロリーのカセットガスコンロとカセットガスボンベの備蓄をしていますが、大きな鍋が使えず、大人数の炊き出しには実用的ではなく、熱源をどう確保するかは、課題として残っていました。</p> <p>(2) 災害時、中学校の体育館でもエアコンが使える仕様にしてください。 (説明)地区によっては、災害時、地理的な事情などで、中学校が災害対応の軸となる地区があります。</p> <p>(3) 地区の自主防災組織や危機管理室と連携して、事業を進めてください。 (説明)せっかく多くの税金や補助金をつかった大事業ですので、後から、後悔することのないものにするためには、関係機関との調整は欠かすことができません。</p> <p>以上要請します。ご回答をお願いします。</p>	<p>1 今回、市が実施する小中学校の体育館への空調設備整備事業におきましては、エアコンと併せて整備する非常用発電設備の熱源として、LPガスの設置を予定しています。</p> <p>当該LPガスボンベを活用して、炊出し等にも使用できるガス栓を設置するなど、避難所であることの特性に配慮した柔軟な対応ができるような工夫を事業者から引き出すように努めます。</p> <p>2 小中学校の体育館は、児童・生徒が学習等で日常的に使用するだけでなく、災害時には避難所となることから、本事業では、エアコン整備と併せて、インフラ停止時にもアリーナやトイレの天井照明の点灯やコンセントからのスマートフォン充電等が72時間可能となる非常用発電設備を、全校に整備することとしました。</p> <p>加えて、緊急防災要員を配置し、被災地域と災害対策本部との情報連携の拠点となることが想定される小学校には、非常時にもエアコンの運転が可能な設備を整備するものです。</p> <p>3 本事業を進めるに当たり、当初から危機管理室と協議を重ねながら、検討を進めてまいりました。引き続き情報共有に努め、十分に連携しながら事業を推進してまいります。</p>	学校管理課	R5.3.22	R5.4.5
9	週刊誌が吹田市のイメージダウンとなる記事掲載に対して、反論・抗議をお願いします	<p>3月20日に週刊SPAが『大阪の「住んではいけない新興ベッドタウン」トップ3。投資家が選んだ3位は吹田市』の記事が…Yahooニュースに、吹田市民として容認できません。記事のエリアの住民の方々の尊厳を守るために吹田市の情報・データを持っている吹田市に、出版社に対して、反論・抗議をお願い致します。</p>	<p>このような記事が掲載されたことに対しましては、本市としましてとても残念に感じております。</p> <p>しかし、週刊誌に抗議等を行う事によって更なるイメージダウンの記事を掲載されることも懸念されることから、反論や抗議は行いません。</p> <p>本市は、暮らしにおける多くの場面において水準が高く充実していることが特徴であることから、今後もこれらの特徴を発信するとともに、新たな魅力づくりやそれらの発信についても取組んで参ります。</p>	シティプロモーション推進室	R5.3.27	R5.4.5

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	<p>続・阪急吹田駅前西第一自転車駐車場壁面センスアップ業務の工事について教えて下さい</p>	<p>2/28に投稿で3/7に回答を頂いておりますが、疑問点の追加です。 Q5[再掲]:吹田市が発注する工事では、工事に関する看板が掲示されていませんので速やかに掲示願います。 A5-市:委託業務ではありますが、通行人、市民への周知は必要と判断しすぐに掲示いたしました。 ⇒3/22に現地を確認しましたが、前回投稿から約20日余りが経過。工事の看板は見当たりませんでした。吹田市の他の工事では、工事に関する看板が設置されているのでこの現場でも速やかに掲示をお願いします。 ・看板の掲示について私の考えは、公金(税金)を使っている工事であることから、市民に告示が必要と考えます。 ・吹田市の、この現場での看板の掲示をされない理由を教えてください。 ・もしかして私が看板を見つける事が出来なかったのかもしれませんが、申し訳ありませんが、現場の看板の掲示状況の位置ならびに内容が分かる画像を回答文に先駆けてメールいただけませんでしょうか。 ・駐輪場横の歩道を通られる方々は、「何の工事やる、どうなるんやろ、いつ迄するんやろ、歩道上での作業もあり安全面で大丈夫なのか、もしかの時の連絡先はどこなのか…」など単純な疑問点がある筈。 Q5[追加]:労安法での高所作業や公道上での作業も有り、「労災保険関係成立票」および「施工監理者(有資格者)」の掲示も願います。⇒添付画像-1 吹田警察署の外壁塗装工事例 ・落札者である元請事業者が「建退共」に加入されていれば、この掲示も願います。※国が創設した建設現場で働く方のための退職金制度で、吹田市発注の他の工事現場でよく見ます。 Q6[再掲]:仕様書には、壁面についてタイルの文言が有り、作業時の落下防止対策・通行人の安全確保【中略】、危険な要素が有り。【後略】 A6-市:作業時に作業エリアに一般の方が立ち入りしないよう、安全対策のための人員を配置しております。 ⇒3/22-現地の作業状況。駐輪場の柱の塗装作業では、パイロンの設置も無く、警備員の姿も無く、不安全作業そのもの。市はどのように指示されたのでしょうか。⇒添付画像-2 不安全作業 また作業は、脚立に乗り左手に鏡、右手にてて板を持っており、こて板の横には通行人の顔が近くに。脚立上での不安定な作業姿勢。作業員は背中側からの通行人の動向が分からず、通行人に怪我の恐れが大。 ⇒速やかに現地確認の上、元請事業者、施工監理技術者への安全指導の徹底により、現場の安全管理による安全確保を願う。 Q10:危機管理室への質問です。今までに数多くの不安全の事象の発見の都度、供覧をしていただいております。吹田市の「安心・安全のまちづくり宣言」の主管部所の見解と今後の取組方針を教えてください。  ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q5について 工事に関する看板等につきましては、すぐに掲示させていただいておりますが、塗装工事をする際に一旦取り外しをしており、再度掲出させていただきます。 また、「労災保険関係成立票」「施工管理者」について、施工業者に確認したところ、労災保険は成立しており、有資格の施工管理者も配置しているものの、「委託業務」として業務を請け負っていることから掲示を行っていないものとのことです。御意見の内容を踏まえましても、本来であれば掲示すべきものであったと存じます。本事業につきましては、終了しておりますが、今後同じような業務委託をする際には、その内容を鑑み必要な手続きを行うよう徹底いたします。 (担当:シティブロモーション推進室)</p> <p>Q6について 2月28日にいただいた御意見をもとに、事業者に安全配慮の状況など確認したうえで、今後の作業についても通行人等に対する安全確保を行うよう口頭で指導してまいりましたが、今回そのような安全配慮ができていない状況があったとのことで、再度指導を行い、作業回りに交通誘導員を配置し、通行人への安全配慮を実施したと報告を受けています。(パイロン等の設置について現認しました。) (担当:シティブロモーション推進室)</p> <p>Q10について 市内の危険箇所等については、たびたび御指摘・御意見を頂戴し、誠にありがとうございます。公共施設につきましては、所管する各部署が日々点検等を行い、状況に応じて修繕等の対応を行っておりますが、早期に発見し迅速に対応するためには、市民の皆様のご協力が不可欠と考えます。これは、「安心してくらすことのできる安全なまち」を目指し、市民・事業者・行政がともに協力していくことを表明した「安心安全の都市(まち)づくり宣言」の基本理念でもありますので、今後とも御理解・御協力のほどよろしく願っています。 また、同宣言については、都市環境づくりだけでなく、福祉や地域活動など行政としてあらゆる施策の実施に通ずるものと考えております。今年は宣言を行ってから15年が経過した節目の年にもなりますので、改めて職員への周知を図ってまいります。 (担当:危機管理室)</p>	<p>危機管理室、シティブロモーション推進室</p>	<p>R5.3.24</p>	<p>R5.4.6</p>
11	<p>4月に地方選挙が行われますが、視覚障がい者に対して情報源になる選挙公報の項目(音訳CD・他)が「吹田市選挙管理委員会」のHPには見当たりません</p>	<p>要望:視覚障がい者に対して、吹田市では現在「声の市報すいた、市議会だより(音訳CD)」を発行して市民への配布をされていますが、選挙広報もこれに準じて配布をお願いします。 ・過去の選挙時には「都度、選挙管理委員会に音訳CDの送付の依頼をしていました」との事です。[伝聞情報です] ・回答に当たっては、選挙管理委員会・障がい福祉課・DX担当部所の3者で協議された内容をお願い致します。</p>	<p>大阪府議会議員・大阪府知事選挙における選挙公報の内容等を音声版にした選挙のお知らせは、大阪府選挙管理委員会事務局に送付の御希望をされた方に、大阪府選挙管理委員会事務局より配布されておりますので、大阪府選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。 吹田市議会議員・吹田市長選挙における音声版の選挙のお知らせにつきましては、本市広報課発行の「声の市報すいた」を御利用されている方及び大阪府選挙管理委員会事務局に選挙のお知らせを御希望された方に、吹田市選挙管理委員会事務局より配布させていただいておりますので、吹田市選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。 また、視覚障がいをお持ちの方に対する音声版選挙のお知らせのホームページへの案内掲載につきましては、今後検討させていただきます。</p>	<p>選挙管理委員会</p>	<p>R5.3.22</p>	<p>R5.4.7</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12 公共施設	<p>吹田市内の60歳以上のメンバー(4人から8人)で麻雀をやりたいのですが、麻雀ができる市の施設はどこでしょうか？</p> <p>麻雀パイやマーじゃん卓が備え付けてある施設名を教えてください。また、利用制限(=特定の曜日・特定の時間帯など)、利用料金、利用方法(=予約方法)も分かっている範囲で教えていただければ助かります。</p>	<p>下記の公民館については貸し出しが可能です。他の公民館についてはマーじゃん卓及び麻雀パイは設置していません。</p> <p>用具を設置していない館につきましては、用具を持ち込んでの御利用は可能ですが、公民館では私物のお預かりはできませんので、利用のたびに使用する用具をお持ちください。</p> <p>(貸し出し可能な公民館)</p> <p>吹一地区公民館、吹二地区公民館、千三地区公民館、山二地区公民館、岸一地区公民館、吹田東地区公民館、西山田地区公民館、佐井寺地区公民館、千里新田地区公民館</p> <p>(担当:まなびの支援課)</p> <p>なお、その他の市が管理する施設につきましては、御希望の設備がある施設はございません。</p>	まなびの支援課	R5.3.28	R5.4.7
13 保育料について	<p>現在双子妊娠中です。2024年度4月から保育園入園を希望していますが、保育料が高過ぎると感じています。</p> <p>歳の差がある兄妹児の場合は上の子が無償化の対象になるなど多少負担は少なくなりますが、多胎児の場合は2人で月10万円ほどの保育料を丸3年納めることとなり、負担が大き過ぎます。</p> <p>では働かず自宅保育すれば、というご意見もあるかと思いますが将来的に掛かってくる教育費の負担を考えると仕事を辞める選択肢はありません。</p> <p>0~2歳までの保育料を無償化する自治体も出てくる中、吹田市も保育料軽減するなり対策して欲しいです。</p>	<p>保育所につきましては、保護者世帯の所得(世帯の市民税所得割額の合計額)の状況に基づき保育料を決定しておりますが、無償化されていない2歳児以下の児童の保育料につきましても、市独自の取組として保育料を国基準の7割程度に軽減しているところでございます。</p> <p>各自治体における保育料につきましては、市としても情報把握に努めているところですが、市独自に保育料を軽減するためには、減額される保育料を補うために多額の費用が必要となりますので、今後の吹田市の各種子育て施策や実施した場合の効果等を十分に検討し、国・府及び近隣他市の動向を踏まえて慎重に判断してまいりたいと考えております。</p> <p>貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。この度いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	保育幼稚園室	R5.4.3	R5.4.7
14 大会の場所確保について	<p>先日送信しました意見の中で回答をいただけていないもの、また、新たな疑問があります。</p> <p>先日もお聞きしましたが、同じ連盟の大会でも市主催と後援はなにが違うのでしょうか。</p> <p>また、連盟の大会の市主催と後援の施設の料金はどうなるのでしょうか。</p> <p>今回意見を送信し、12月までに申請をすれば大会日程の調整をしていただけると連絡を頂きましたが、問い合わせをしないと教えていただけないのはおかしいです。</p> <p>ホームページにも掲載されておらず、知っている連盟だけが優先的に大会の日程を調整しているのは、連盟を優遇していませんか。</p> <p>公平性にかけていると思います。</p> <p>市役所なら、ホームページに掲載し、連盟と他の団体を公平にしていたきたい。</p>	<p>市主催のスポーツ大会と市後援のスポーツ大会の違いについてですが、市が主催するスポーツ大会は、市長杯(旗)スポーツ大会として、公益社団法人吹田市体育協会に委託し開催しております。また、市後援のスポーツ大会につきましては、各連盟が独自に開催しているスポーツ大会となりますが、一般団体のスポーツ大会も含め、市がその趣旨に賛同し応援又は援助を行うことを承諾した場合、後援を行っております。</p> <p>施設使用料につきましては、市主催のスポーツ大会は免除、市後援のスポーツ大会は有料となっております。</p> <p>市が後援するスポーツ大会には、一定の基準があることから、まずは後援についての事前相談をさせていただいておりますが、今後ホームページへの掲載等その周知方法について検討してまいります。</p>	文化スポーツ推進室	R5.3.27	R5.4.8



令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	吹田市のHPで、3月21日の「Jアラートによる情報伝達訓練」のタイトルおよびサイトに違和感があります。	<p>・私の理解は、ミサイルなどの飛来時に国が発信する全国瞬時警報の送信システムと吹田市の受信機・防災行政無線システムが正常に動作するのかの確認のための試験放送であり、市民には「訓練」のタイトル文には違和感が。</p> <p>・吹田市HPの3月21日のサイトには、1-実施月日、実施時刻の記載がありません。⇒市民はどのように解釈をすればよいのでしょうか。</p> <p>2-サイトの「これはJアラートのテストです」×3回+…の表記がありますが、放送内容の確認をするために自動応答ダイヤルに電話をしました。「吹田市では、現在有りません」のメッセージが。⇒正常化が必要。</p> <p>⇒訓練では無く、試験放送であることの周知ならびに、市民には屋外拡声局の位置確認と放送状況の確認の啓蒙周知が必要。</p> <p>・サイトには、屋外拡声局の設置位置図の表記が無いので記載願う。吹田市は人口増加しており転入者もおられます。大学生も市内に5万人近くの方がおられ周知が必要。</p> <p>・国からの送信内容が吹田市の受信機・拡声放送設備が正常に機能したのかの市民への報告が過去から全く有りません。</p> <p>⇒昨年、他市では拡声放送設備が数カ所、正常に機能していなかった…の報道も有りました。</p> <p>・Jアラートによる情報伝達試験で、吹田市は拡声放送設備が正常に機能しているのかの確認は、庁舎内でどのようにされているのでしょうか。</p> <p>・万が一ミサイルが飛来した時の、避難時の留意点、避難可能な地下施設などのリストなどの掲載が必要かと思えます。</p> <p>・市報の3月号で、「危機管理センターの特集」の記事が掲載されていますが、非常時に危機管理室が正常に機能するのか、市民に的確な情報提供がされるのか不安です。危機管理室のHPサイトの日常管理の現状と今後どうされるのか教えてください。</p>	<p>①Jアラートによる情報伝達訓練というタイトルについて</p> <p>Jアラートによる情報伝達については、「全国瞬時警報システム(Jアラート)を使用した年間試験」として全国一斉情報伝達試験と緊急地震速報訓練を行っているところです。緊急地震速報訓練では、市民の皆様にも身を守る行動をとっていただく訓練をお願いしていることから、Jアラートによる情報伝達「訓練」というタイトルを使用しております。</p> <p>②情報の掲載について (HPのJアラート専用ページ、屋外拡声局の位置図)</p> <p>3月21日のホームページ更新につきましては、令和5年度の実施の日時を掲載したものです。</p> <p>また、御指摘いただきました屋外拡声器の設置図については、Jアラートによる情報伝達訓練のページにも掲載いたしました。</p> <p>③自動応答ダイヤルについて</p> <p>自動応答ダイヤルで放送内容を聞くことができるのは、原則、発報したその日までとしております。3月21日にはJアラートによる情報伝達訓練や、防災行政無線による放送を行っていないため、放送内容のメッセージがなかったものです。この点につきましては、御指摘を踏まえてホームページの追記いたしました。</p> <p>④防災行政無線の点検について、システムが正常に機能したかの市民への報告</p> <p>防災行政無線は、日々システムによる導通確認や試験放送時の音声放送チェック、年1回の定期保守点検で正常に動作しているかを確認しています。万一、不具合が発見された場合においても、速やかに修繕対応をとり、機能回復させていますので、システムエラーにより使用できない状況にはありません。</p> <p>しかしながら、修繕対応が長期に及ぶ場合などは、一時的に機能停止をさせることとなりますので、その際はホームページ等で情報共有をさせていただきます。</p> <p>⑤弾道ミサイル落下時の行動・避難施設等の掲載について</p> <p>内閣官房国民保護ポータルサイト 弾道ミサイル落下時の行動についてのページリンクを追加いたします。また、避難可能な地下施設のリストにつきましても、内閣官房国民保護ポータルサイト内の緊急一時避難施設検索ページのリンクを掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>⑥危機管理室のホームページについて</p> <p>防災・防犯情報のホームページは、各担当者がページの作成・更新を行っております。非常時には庁内各部署と連携し、緊急版ホームページに切り替えるなど迅速に情報提供ができる体制を取っております。</p> <p>今後引き続き、市民の皆様にとってわかりやすく、的確な情報が提供できるよう、適宜ホームページの情報更新等を行ってまいります。</p>	危機管理室	R5.3.22	R5.4.11
16	インボイス制度について	<p>インボイス制度でシルバー人材センターの納税額が大幅に増えるなど様々な懸念点があり、各地で「消費税インボイス制度の中止を求める意見書」について審議され始めていますが、吹田市はどのような意見が出ているのでしょうか。</p> <p>検索しても見つけれなかったのですが、掲載されていたり提出先が違っていたら申し訳ありません。よろしくお願いたします。</p>	<p>本市議会では令和4年11月定例会において、市会議案第20号「インボイス制度の実施の中止を求める意見書」が一部の議員から提案され、審議を行いました。質疑、討論は別段なく、賛成少数で否決されました。</p> <p>なお、意見書の内容は、以下のURL先にて公開しております。</p> <p><a href="https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/024/893/5041220_20.pdf">https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/024/893/5041220_20.pdf</a></p>	議会事務局	R5.4.3	R5.4.11

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	吹田市の「印鑑登録証明書の発行」で窓口での申請時に、マイナンバーカードでも対応可能にして下さい。	<p>1) 先日、仙台市で「印鑑登録証明書の発行」で、マイナンバーカードでコンビニでは発行が出来るのに市の窓口ではマイナンバーカードでの申請は受付出来ません。…についての報道があり、市長さんが「“条例改正”を検討します」との事でした。</p> <p>・吹田市HPの「印鑑登録証明書の請求」のサイトを読みましたが、印鑑登録証のカードが必要の記載有り。マイナンバーカードは本人確認用。⇒吹田市でも仙台市と同様に思えます。</p> <p>⇒吹田市印鑑条例の第14条、第15条の見直しが必要。</p> <p>・吹田市では3月14日にシステムエラーにより、コンビニエンスストアでの交付が出来なくなりました。少し前にも数日に亘り利用不可の状態があり、急ぐ時には窓口での請求の手続きが必要。</p> <p>・先日、車の買い替えに伴い市の窓口で印鑑登録証のカードの提出で交付を受けましたが、手続き上で日にちに制約があり、コンビニで利用不可の場合、市の窓口で印鑑登録証のカードが無くて、マイナンバーカードでも対応が必要。</p> <p>2) 吹田市で「3月14日にシステムエラーにより、コンビニエンスストアでの交付が出来なくなりました」。⇒吹田市HPの「新着情報」の3月14日の所に届出が有りません。市民への周知のため今後は届出されたし。</p> <p>3) ⇒吹田市HPの「新着情報」の3月3日に「コンビニ交付のサービス停止日」のタイトルが有りますが、内容は3月10日(金)と3月21日(火)であり、転勤時期や新入社員の配属辞令時期で繁忙期。⇒停止日の前日に吹田市HPの「新着情報」に掲載願う。</p> <p>4) 吹田市HPの「新着情報」の3月25日の「令和4年度 第7回 吹田市政策調整会議概要(自治体DXの推進について)」の資料2には、印鑑登録証明書の記載が無いように思います。確認されたし。</p> <p>5) 先日、市の窓口で印鑑登録証明書の交付を受けましたが、交付担当者の言葉の改善が必要。</p> <p>市「〇〇さんですか？」私「ハイ」。手数料を支払って受け取りました。</p> <p>⇒本来は病院などで名前確認と同じようにされたら…</p> <p>市[例]「お名前をフルネームでお願いします」私「〇〇△△です」…のように。※全国で行政ミスの報道が毎日のように有り、改善が必要。</p> <p>【参考】NATSの他市の状況は、西宮市・尼崎市・豊中市は昨年マイナンバーカード利用での対応が既に可能。</p> <p>・尼崎市は、自宅等からマイナンバーカードでオンライン申請が可能⇒自宅へ郵送。西宮市は、マイナンバーカード利用で庁舎内の証明書自動交付機で取得可。</p>	<p>1) 現在吹田市の窓口では印鑑登録証明書の交付申請に印鑑登録証を添付していただいておりますが、本庁地下のコンビニエンスストアのマルチコピー機にてマイナンバーカードを利用した印鑑登録証明書が可能となっておりますのでぜひご利用ください。引き続き市民サービスの向上に努めてまいります。</p> <p>2) 当日は情報届出までのスピードを重視し、吹田市ホームページのトップ画面にも表示されております「吹田市市民課Twitterアカウント」で発信させていただきました。今後も必要に応じてホームページで情報届出するように努めてまいります。</p> <p>3) 今後必要に応じて情報発信するよう努めてまいります。</p> <p>4) 資料2の7ページに「4. 電子化不可理由(1)法令等で制限がある手続」として「印鑑条例」が記載されております。引き続き市民サービス向上のため研究してまいります。</p> <p>5) 現在も誤交付防止の観点から、フルネームでの確認を徹底しているところです。今後も交付担当者に対し注意喚起を行い情報共有しながら、誤交付防止に努めフルネームでの確認を徹底してまいります。</p> <p>6) 西宮市・尼崎市では印鑑登録証はマイナンバーカードに未対応(豊中市のみ対応)であり、西宮市・豊中市では印鑑登録証明書のオンライン交付に未対応(尼崎市のみ対応)であることを確認しました。なおマイナンバーカードを利用した庁舎内交付は吹田市においても対応(地下のローソンにおけるコンビニ交付)いたしております。</p>	市民課	R5.3.27	R5.4.14
18	藤白台周辺での歩きタバコについて	<p>3月29日17時20分頃、ゆらら藤白台の藤白台プラザ付近の路上(ゆらら藤白台バス停の近く)で、上は紺、下は黒で青色のカバンを所持の50~70代くらいの薄毛の男が歩きタバコしていた。</p> <p>藤白台プラザや近隣店舗、阪急バスと連携の上、対処をお願いします。</p> <p>※ゆらら藤白台バス停付近は禁煙となっています。</p>	御指摘の場所につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.3.31	R5.4.14
19	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>3月30日18時頃、北千里駅付近の公社2棟付近の路上で上は紺、下は黒の50~70代くらいの男がピアノ池方面に向かって歩きタバコしていた。</p> <p>公社付近の電柱や看板を設置し、張り紙をお願いします。</p>	御指摘の市道につきましては、不定期とはなりますが指導員活動を実施しておりますので、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.3.31	R5.4.14
20	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>3月30日18時10頃、北千里駅の交番の前の駐車場付近の歩道で大学生くらいの男が歩きタバコしていた。</p> <p>付近の大学に注意、警告をお願いします。</p>	御指摘の市道につきましては、今後の指導員活動の参考にさせていただきます。 <p>引き続き地域のみなさまとともに、美しく住みよいまちづくりをめざしてまいります。</p>	環境政策室	R5.3.31	R5.4.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	続-3。吹田市HPの改善要望	<p>3月31日に掲出の「中間年の見直しによる第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画の一部変更案に係る意見提出手続の実施について」の疑問</p> <p>・サイトの内容は、意見募集は現在終了しています…であり、内容は「提出された意見と市の考え方」の結果報告です。            ⇒タイトル(案);「(前略)支援事業計画の一部変更案に係る報告。提出意見と市の考え方」にされたら良いかと思ひます。            ・昨年9月頃にHPの改善要望を数十件投稿していますが、殆ど改善されていません。            ⇒市のHP担当部所からは、マニュアルが有ります…との回答でしたが、今回の事案についてはマニュアルに記載されていますか？            ⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願ひます。</p>	<p>当該ページへの御意見について            貴重な御意見ありがとうございます。ホームページのタイトルを「中間年の見直しによる第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画の一部変更案」と修正させていただきます。            いただきました御意見を参考にしながら、今後も市民の皆様へ御覧いただきやすいホームページとなるように努めてまいります。            (担当:子育て政策室)</p> <p>吹田市HP操作マニュアル等の充実化について            HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。            また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。            (担当:広報課)</p>	広報課、子育て政策室	R5.4.3	R5.4.14
22	続-4。吹田市HPの改善要望	<p>3月30日に掲出の「第2回吹田市総合計画審議会開催します」…のタイトルに疑問。</p> <p>・サイトの内容は、2月21日に実施済。結果報告であり、添付資料に議事要旨が。            ・行政経営部 企画財政室さんへ。市民に伝えるのにこのタイトル「開催します」は不適切。            ・昨年9月頃にHPの改善要望を数十件投稿していますが、殆ど改善されていません。            ⇒市のHP担当部所からは、マニュアルが有ります…との回答でしたが、今回の事案についてはマニュアルに記載されていますか？            ⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願ひます。</p>	<p>当該ページへの御意見について            正確なお知らせとなっておらず、申し訳ございませんでした。御指摘いただいたとおり、今回の更新は議事要旨の公開であるため、4月5日にお知らせ内容の修正を行いました。ホームページの公開にあたってはホームページ作成マニュアルに基づく確認を再度徹底するよう努めてまいります。            (担当:企画財政室)</p> <p>吹田市HP操作マニュアル等の充実化について            HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。            また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。            (担当:広報課)</p>	広報課、企画財政室	R5.4.3	R5.4.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	統-5。吹田市HPの改善要望	<p>A;3月28日に掲出の「令和4年度第4回吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議の開催について」の疑問            ⇒開催日が、2023年5月23日の記述が有る事から、新年度の行事だと分かりましたが、タイトルの令和4年度の表記では、実施済み内容かと勘違いをしました。            ⇒福祉総務室の方へ。タイトルの令和4年度が正しければ、何らかの補足説明が必要かと思えます。</p> <p>B;3月28日に掲出の「令和4年度第5回吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議の開催について」の疑問            ⇒開催日が、2023年8月29日の記述が有る事から、新年度の行事だと分かりましたが、タイトルの令和4年度の表記では、実施済み内容かと勘違いをしました。            ※サイトの内容は、会議の内容についての説明資料が全く無いことにより、イメージが出来ません。            高齢化社会に進む中で、会議の目的、成年後見制度についての説明、メリット・デメリットの説明、吹田市の現状の資料が有れば、市民の関心度が高まると思えます。            今までに3回開催されている事から、第3回の議事要旨も添付して頂ければ…            サイトに傍聴者の可否についての記述有れば良いかと思えます。</p>	<p>【回答1】            会議開催日が令和5年度のためタイトルの元号を令和5年度に修正いたします。</p> <p>【回答2】            会議の開催日が令和5年度のためタイトルの元号を令和5年度に修正いたします。</p> <p>【回答3】            会議資料や議事録につきましては、以下のページにある「開催履歴」の各会議名を選択しまずとご確認いただけます。なお、3回目の議事録につきましては、作成次第ホームページにて公表いたします。また、同ページには会議の「公開・非公開の別」として「公開」と記載しており、会議の開催月にあわせて市報においても傍聴が可能であることをご案内しております。  <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018951/1018987/1023343/index.html">https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018951/1018987/1023343/index.html</a></p>	福祉総務室	R5.4.4	R5.4.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	続-6.吹田市HPの改善要望	<p>3月27日に掲出の「市議会に提出された資料(議員等提出分)ページに議決結果へのリンクがありました」の疑問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一日に同一タイトル名のものが、2件掲出されており、市民は「これ何」って思われます。市民の吹田市への信頼度が低下します。⇒添付画像参照</li> <li>⇒内容は、異なった内容でしたので、(〇月度)のように、補記されたら分かり易いです。</li> <li>・新着更新情報のサイトの最下段に「前のページに戻る」のリンクが有りますが、クリックしても反応しません。⇒改善願う。</li> <li>・新着更新情報のサイトの掲出期間が、HPの見直し前は約1か月間ありましたが、現在は9日間です。⇒出来れば、戻して頂けませんでしょうか。</li> <li>・新着更新情報のサイトの掲出期間について、マニュアルにはどのように記載されていますか。</li> </ul> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1つ目の御指摘について 御指摘の件につきまして、既にホームページに公開済みである令和4年11月定例会の市議会に提出された資料(議員等提出分)ページを、操作誤りによって再度、新着コメントに表示していました。誤った新着コメントの表示につきましては、3月31日に修正し削除しています。この度は市民の皆様にご迷惑を招く表示をしてしまい、大変申し訳ありませんでした。今後は、誤った更新を行わないよう、丁寧な作業に努めるとともに、議決結果へのリンクを張る際にも、どの定例会の議決結果へリンクを張るのか新着コメントでも〇月定例会分などと表記することで再発防止に努めます。 (担当: 議会事務局)</p> <p>2つ目の御指摘について 御迷惑をおかけし、申し訳ございません。HPにつきましては稀に御利用状況に応じて、リンクが反応しない場合がございます。御要望を賜り、改めて確認しましたが、現状不具合なくリンクを御利用いただける状態となっております。ちなみに新着更新情報サイトの最下段の「前のページに戻る」はトップページに移動します。 (担当: 広報課)</p> <p>3つ目の御指摘について 新着更新情報のサイトにつきましては、30日以内の新着情報を100件掲出する運用をしており、掲出期間につきましては、新着更新情報の数により変動します。多数の新着情報が掲出されることから、上述の運用について御理解いただきますようお願いいたします。 (担当: 広報課)</p> <p>4つ目の御指摘について 新着更新情報のサイトの掲出期間につきましては、マニュアルでの掲載はしておりません。 (担当: 広報課)</p>	広報課、議会事務局	R5.4.5	R5.4.14
25	南千里駅前広場での喫煙について	<p>4月5日16時08分頃、南千里駅前広場の広場で上は黒、下はグレーの50～70代くらいの男が顎マスクでタバコを吸っていた。 当方、動画を撮影している。 このような事案が最近、頻発するようになってきた。 近隣のミスドやスタバ、南千里駅などと連携の上、対応をお願いします。</p>	御指摘の場所につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.4.7	R5.4.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26 大会の場所の確保について	<p>担当の〇〇氏や上司の方は問い合わせ内容を理解していますか。市長杯と後援の大会の違いは理解しています。もう1度同じ事を聞きます。こちらがお聞きしたいのは連盟の大会でも市主催と後援はなにが違うのでしょうか。理解できないのであれば、連盟の大会で市の主催のものと後援のものとの違いはなにかと聞いているのです。連盟の大会を市の主催にすることにより場所代を免除し忖度しているということですか。それとも市は答えをのりくりりかわして、うやむやにしようとしてませんか。問い合わせ内容を無視した、馬鹿な回答はやめていただきたい。</p>	<p>連盟(協会)杯スポーツ大会について、御質問の意図と反する回答となってしまう、誠に申し訳ございませんでした。連盟(協会)杯スポーツ大会には、市後援及び市と連盟との共催で開催している大会がございます。共催大会は、一般の参加者を含む大会もございますが、各スポーツ施設で開催されている共催スポーツ教室の参加者が、日頃の練習の成果を発揮する場として開催しております。「市報すいた」での表記は、下記のとおり主催、共催とも市での表記となります。 市との連盟の共催:市連盟(共催)杯スポーツ大会 市の後援:後連盟(協会)杯スポーツ大会 御理解の程よろしくお願いたします。</p>	文化スポーツ推進室	R5.4.10	R5.4.14
27 【急ぎます】12歳のコロナワクチン4回目接種について	<p>小児用オミクロン株対応2価ワクチンの接種券が、接種が3月8日から始まっており、最後の接種から3か月以上経過して接種可能な時期にもかかわらず、4月2週目に送付されております。 11歳までの子は、接種期間が長い大きな問題にはなりません、12歳の誕生日前後の子が大変困っております。 12歳から大人用ワクチンの接種となりますが、大人用ワクチンは5月8日から「令和5年春開始接種」となり、健康な12歳であれば接種できません。 3月4月生まれであれば、4月中に大人用「令和4年秋接種」を打つ必要が生じます。 5月生まれであれば、誕生日以前に小児用オミクロン株対応2価ワクチンを打つ必要が生じます。いずれにしても、接種券の到着が遅れたことにより、残り2週間しか残されておられません。 接種できる医療機関に限られていることもあり、非常に急いで予約する必要があります。 これらの事情を、特記することもなく送付しており、気づかずにいる方も多いと存じます。学校を通じての周知は難しく、個人での周知には限りがあります。市のLINEやTwitter等で周知していただきますよう、強くお願い申し上げます。</p>	<p>まずは接種券の発送についてお待たせしましたこと、心よりお詫び申し上げます。 令和4年秋開始接種については、御指摘のとおり12歳の誕生日の時期により接種できる期間が限られております。 本市では12～64歳の方、8月末までに12歳の誕生日を迎えられる方へ接種券を送付する際に、接種できる期間が限られている旨の文章を同封し注意喚起を行っているほか、12歳以上の方へは市報でもお伝えしております。 今後、より多くの方へお知らせできますよう、御指摘いただきましたとおりSNSの活用にも努めて参ります。</p>	地域保健課	R5.4.13	R5.4.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	障がい福祉サービス受給者証の発行遅延と対応について	<p>〇〇室長様 御連絡、御解答ありがとうございます。 いただいた内容に、事務遅滞について報告があがっていたが未だ迷惑をかけている状況とおっしゃられています、それが怠慢だとは思われませんか？ 室長様のおっしゃることが本当であれば事務遅滞の報告が少なくとも去年の夏から3回以上挙がってきていたが、何ら改善することもなく今回同様の案件を起こしていることとなります。それを職務の怠慢と言わずなんというのでしょうか、半年以上現在の状況を放置されていたということですよね？半年以上、この状況を放置していた理由を教えてくださいませんか？ また接遇に関して、当該案件は不明だが不適切な接遇があったので指導したとのことですが、去年の8月以降にケースワークに携わる職員に接遇に関する研修を実施した回数をお教えください。 貴市の職員は他市の職員に比べても事務が遅れているにも関わらずとても横柄で、市民に寄り添うことのない接遇をされていると感じています。障害当事者と接する仕事で、市民に一番近いはずの市の職員に全く福祉の思いやりが感じられません。今いる職員の方が全員だと思いませんが、以前回答された男性のワーカーの方なんかは本当に今の担当から外していただきたいです。仕事ぶりや言いぶりから全く市民目線が感じられませんでした。 このような状況下ですと、所属の長としての責任で、昨年8月以降に接遇に関する研修を実施された回数をお教えください。 また3月17日に回答いただいている内容で、遅滞に関して連絡をすると回答いただいているのですが、3月末の受給者証まだ未着の方がいますが連絡いただいてないと思います。これはどういうことですか？虚偽の回答をいただいているのでしょうか？ 室長からは指示をされているが、指示が渡っていないのでしょうか？それとも指示自体が、実際は行われていないのでしょうか？御説明ください。 責任は室長にあるとのことと障害福祉とやりとりさせていただいていますが、市民の声の回答だけで、実際に行動されていないのであれば、申し訳ありませんが、障害福祉の監督責任は福祉部長や市長の責任かと思いますが、障害福祉室としての対応に問題ありませんか？ 回答いただいた内容と実際行われている業務の内容に乖離があると思いますよ。 まずは職員の質の向上に努めてください。いまそちらにいる方々は正直一緒に仕事する相手としては御免こうむりたい。信用できない方ばかりで、貴市の利用者がいなければ関わりたいくないとさえ思います。 室長として、ケースワーカーに求めている資質とはどういったものでしょうか？そして今の職員はそれを満たされていますか？ 障害という困難な業務だからこそ高い資質の求められる仕事だと思います。私は今の仕事に責任と誇りを持っています。貴市の職員にそれを問いたい。それがなければ関わらせられないような職務に異動させてください。利用者のためをお願いします。</p>	<p>重ねての貴重な御指摘を頂き誠にありがとうございます。頂きました数点の御指摘についてお答えさせていただきます。 まず、事務遅滞を放置していることは職務怠慢との御指摘でございますが、市の行う業務の遅滞に対する厳しい御指摘と受け止めさせていただきます。本市と致しましては、遅滞が発生している状況を速やかに改善すべく、必要な取り組みを進めているところでございますが、依然として一定数の遅滞が発生しており、関係者様には多大な御迷惑をお掛け致しておりますことにつきまして、重ねてお詫び申し上げます。 次に、職員への接遇に関する研修の回数でございますが、令和4年(2022年)8月以降本日まで、私から全職員に対して2回研修を実施し、4回個別指導を行いました。また、職員の上司に当たる者からの指導につきましては、口頭での指導などもあり、全ての件数を把握することは困難ですが、最も多い職員には少なくとも25回の指導を行ってまいりました。 次に、受給者証発行の遅延に係る関係事業者様への連絡につきましては、令和5年3月17日付で回答致しました「その他、利用者様のお考えが確定しない場合や、関係事業者様の書類作成状況に起因する場合につきましては、遅延により利用者様及び事業者様に御迷惑が掛かる旨を丁寧に説明し、遅延の防止に努めてまいります。」の記載に基づいて御意見を頂戴しているものと推察致しますが、この部分は遅滞発生の一因となり得る利用者様や事業者様(例えば計画相談支援事業者)に対して関係書類の速やかな作成を丁寧に説明してまいる旨を記載したものでございまして、利用者様が利用されている事業所様に対し、受給者証発行の遅延について本市から連絡を行う旨を記載したものはございません。 しかしながら、利用者様が利用されている事業者様に対して、事務遅滞についての情報提供がなされないという事態については改善する必要があると考えており、現在どのような方法が可能か検討致しております。 最後にケースワーカーの資質に関する御指摘でございますが、御指摘頂いた接遇の内容は公務員としての資質に関わる部分であり、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ。」とする職務の根本基準にのっとり、勤務時間の内外を問わず、公務員としての自覚と責任を持ち、信用を傷つける行為は厳に慎むことが求められていると認識しています。本事業の担当職員には事業の重大性について直接指導したいところですが、あいにく叶いませんので、公務員の資質について、職員が常に認識を持ち続けることができるよう、研修・指導を継続してまいります。</p>	障がい福祉室	R5.4.3	R5.4.17
29	骨髄提供について	<p>骨髄提供の該当者になりました。他の市町村では、助成金があることを知りました。吹田市は、2023年度も無いのでしょうか。</p>	<p>本市におきましては、骨髄ドナーの方への助成制度につきましては、現在実施しておりませんが、骨髄移植には、一人でも多くのドナー登録が必要であり、引き続きドナーの方が安心して骨髄を提供できるよう環境の整備について、国に要望をしております。 引き続き国等に要望してまいるとともに、国や他市等の動向を注視してまいります。</p>	成人保健課	R5.4.3	R5.4.17

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30	吹田市職員の車両運転時の安全意識を高めて、安全運転に努めて頂きたい	<p>3月31日の夕刻に、出口町で横断歩道を視覚障がい者の方が、渡ろうとしていた時に、吹田市の軽自動車(白色-ワンボックス)が、目の前を通過しました。横断歩道手前で一時停止すべき。</p> <p>・R3年にも、同様の事象が有り投稿しました。吹田市の車であれば、模範となる運転が必要。この時の回答文「安全意識の向上のため、毎年、交通安全講習会を開催すると共に、全職員に向け通知等により注意喚起を行っておりますが、今後も安全運転の徹底に努めてまいります。」</p> <p>Q1:吹田市が選任されている「安全運転管理者」に関する条例はありますか？また現在何名おられますか。警察署に提出されている名簿は、最新版ですか？</p> <p>Q2:「安全運転管理者」は、職員の安全運転マナーの徹底をどのようにされていますか？</p> <p>Q3:吹田市は「安心安全のまちづくり宣言」をしておられます。主管部所である、危機管理室としては今後、どうされますか？見解をお聞かせ下さい。</p>	<p>Q1について 吹田市が任命している「安全運転管理者」に関する条例はございません。また、現在任命しております「安全運転管理者・副安全運転管理者」は、総務部2名、環境部2名、土木部2名、下水道部1名、消防本部7名の、合計14名となっております。警察署には、最新の状況で提出しております。 (担当:総務室)</p> <p>Q2について 安全運転講習会において、公用車の運転に当たっての注意事項や苦情の内容をお知らせしているほか、庁内の電子掲示板を利用して、全職員に向けて職員の安全運転マナーの向上や安全運転に関する通知を行っております。 (担当:総務室)</p> <p>Q3について 安全運転の徹底は、安心安全のまちづくりの基本であり、全ての運転者が守るべきことと考えます。引き続き、車両担当部署とともに、機会をとらえて、職員の安全意識向上に努めてまいります。 (担当:危機管理室)</p>	危機管理室、総務室	R5.4.3	R5.4.17
31	続-2.吹田市HPの改善要望	<p>4月1日に「徘徊高齢者家族支援サービスは、令和5年3月末で市が業務委託している事業者との契約を終了しました」…についての疑問。</p> <p>・3月末で終了なのに、HPへの掲出が4月1日。利用者には通知されていると思いますが、今後利用を考えて居られる方に対して非常に不親切。</p> <p>・サイトの内容は、タイトル名と同じ文面であり、吹田市は今後どうされるのか…の記述が一切なし。⇒何らかの記述が必要。</p> <p>・参考に、既システムの利用者は、何人ですか教えて下さい。</p> <p>・サイトの最下段の「福祉部 高齢福祉室 支援グループ」の市役所内の位置として(低層棟1階、仮設棟)の表記がされていますが、市HPのフロア案内図には、仮設棟の表記・図示がありません。</p> <p>利用者は困ります。仮設棟が庁舎屋内通路から行けるのか、入口が屋外からなのか、自転車の場合は駐輪位置も悩みます。⇒添付画像参照。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1つ目の御指摘について 令和5年4月1日以前の「徘徊高齢者家族支援サービス」のホームページにおいては「徘徊高齢者家族支援サービスは令和5年3月末で市が業務委託している事業者との契約は終了する予定です。」のお知らせを掲載しておりました。また、ホームページ以外では、「令和4年度(2022年度)吹田市 やさしい 介護と予防」の冊子にも、記載するとともに、高齢者の総合相談の窓口である地域包括支援センター等への周知を行い、新規利用者への対応を行っていたところです。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>2つ目の御指摘について 今後につきましては令和5年4月から本格実施になった「徘徊高齢者SOSネットワーク(みまもりあいステッカー)」について、同サイトに掲載し、みまもりあいステッカーやアプリの普及啓発に引き続き努めてまいります。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>3つ目の御指摘について 「徘徊高齢者家族支援サービス」の利用者は、令和5年3月末で18名でした。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>4つ目の御指摘について 市ホームページに掲載している市役所本庁舎案内図につきましては、御指摘の点を踏まえて仮設棟の標記を追加する等、より分かりやすいものとなるよう改善いたします。 (担当:総務室)</p>	総務室、高齢福祉室	R5.4.3	R5.4.17



令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32	マイナンバーカード受け取り	<p>マイナンバーカード受け取りの予約について。ホームページでは1ヶ月後の予約しかできない。平日予約いっぱい。娘学校で土日しか休まない。予約なしで取りに行くと3時間待ちとの事。</p> <p>自宅で受けとれるようにしてほしいです。免許証は郵送でうけとりました。市役所の仕事増やして(電話対応も上から目線で)、だれが得しますか。無駄な受け取りシステムやめて自宅でうけとれるよう改善望みます。市民税も高いし、不便だし。吹田市の施策(近隣の水道工事は1年以上経過しています。)のありがたについては市民としてあきらめてますが、時間はお金では買えません。</p> <p>お手数おかけしますが対応よろしくお願いいたします。</p>	<p>マイナンバーカードは顔写真付きの公的な証明書としての機能がございまして、本人とカードの顔写真との同一性を確認の上、お渡しさせていただきます。そのため、受取りの際には、ご本人様の来庁が必要となります。お手数をおかけし大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>	市民課	R5.4.10	R5.4.17
33	保育施設の利用調整(転所)について	<p>両親ともフルタイム共働きで、就労(月120時間以上)の保育標準時間認定を受けたものの、開所時間は、保育標準時間よりも短い午前8時から午後6時である公立の認定こども園(幼稚園型)にしか入所が叶いませんでした。しかし、育児休業を延長することもできない年齢であるため、やむを得ず入所しました。</p> <p>保育標準時間分の保育が必要だと市が認定したにもかかわらず、それだけの保育サービスを受用できない状況はおかしいと思います。きちんと認定された時間分、預けることのできる施設への転所が叶うよう、開所時間が認定を受けた保育必要量を満たさない園からの転所については、加点をお願いできませんか？短時間勤務をせざるを得ず、仕事と育児の両立が難しい状況です。</p> <p>そもそも調整指数として、「在園中の認定こども園、保育所に利用申込をする場合」は16点加算されるにも拘らず、転所に係る加点がない現在のルールに疑問を感じます。第15希望まで記入してなんとか入れた園と相性が悪かったということだってあると思います。調整が大変になる等ご事情はおありかもしれませんが、既に保育の必要がある状態の子供が、大人の事情で合わない園に通い続けなければならない状況は改善いただきたいです。</p>	<p>本市の保育所等利用調整基準における転所希望申込児童に係る調整指数につきましては、現時点では「自宅から直線距離で2km以上離れている園からより近くの園への転所を希望する場合」のみに適用することといたしておりますが、利用調整基準の内容につきましては、その時々々の社会情勢などに鑑み、必要に応じて改正する必要があると認識いたしております。</p> <p>今回の転所加点に係る御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整の実現に向け、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。</p>	保育幼稚園室	R5.4.13	R5.4.17

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	北千里駅周辺での事件について	<p>ついに北千里駅の電車で事件が発生したようです。4月14日18時40分頃、北千里駅構外の歩道橋のエレベーターがあるところの付近で警察官と阪急電鉄の駅員、そして救急隊の人が話していて被害者が誰さんとかんとか言っていました。</p> <p>ついに阪急千里線の北千里駅で乗客のトラブルによる傷害事件が発生したようです。</p> <p>治安が悪化しているにも関わらず府営住宅を高層化し、さらに治安悪化させた吹田市の行政の罪は大きいです。</p> <p>この被害者が気の毒だ。</p> <p>私も北千里駅構内や阪急千里線の特に北千里駅の電車内でしょっちゅう不審者に絡まれ警察や駅員を呼んでいるがついに事件が起きてしまった。これは起こるべきして起こった事件だ。</p> <p>行政や警察が連携して治安悪化をなんとかしてればこんなことにはならなかった。</p> <p>まあ警察がなんとかしても行政が府営住宅高層化して世帯数倍増、質の悪い住人大量に入れているようでは話にならないですが。</p> <p>府営住宅3棟では新聞泥棒も発生したようですし。</p> <p>仕事しない警察はいらないので、ちゃんと仕事をして治安改善に努めてください。</p> <p>行政も同様。もう府営住宅増やして質の悪い住人入れるな。</p> <p>古江台の古江公園の近くの府営の向かいは空き地になっている(線路の向かい側)が、もうここに府営住宅は建てないでほしい。</p> <p>これ以上治安悪化したらアメリカの方がマシになってしまう。</p> <p>このままでは北千里が終わります。</p> <p>もう半分以上終わってますが。</p>	<p>本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.4.17	R5.4.17
35	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>4月16日16時35分頃、吹田市藤白台の府営吹田藤白台住宅1棟と5棟をつなぐ通路の5棟エントランス付近で5棟に住む〇〇号室の住人が歩きタバコをしていた。</p> <p>この男は歩きタバコをしていた当時は、上はグレーで下は黒の服だったが5棟エントランスの自分の郵便受けを開けたため名前と号室を確認している。</p> <p>5棟の住人に再度、回覧や張り紙で周知徹底、またこの号室の住人に吹田市の方から指導をお願いします。</p> <p>また歩きタバコ事案だ。最近、全く減っていない。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.4.17	R5.4.17

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
36	吹田市HPの「データで知る吹田」…の改善要望	<p>吹田市HP(TOP頁)のトピックス欄に「データで知る吹田」[数字から見えてくる吹田の特徴]が掲出されていますが、最新データの表記が欲しいです。</p> <p>1-人口:令和4年1月末時点。37万8,866人 ⇒吹田市HP(TOP頁)最下段に;2023年2月末現在、381,176人が記載あり。グラフは令和2年、現在令和5年です。現状に合わせた最新データの提供をお願いします。 ⇒現在、政治・マスコミで頻りに報道される「少子化」。市民が一番ほしい情報である吹田市の特殊出生率・婚姻数の推移を教えてください。 ※吹田市が子育て世代に対応できているのか、住みやすい吹田市なのかの判断材料になります。</p> <p>2-通勤・通学人口。平成27年国勢調査より算出。⇒令和2年の国勢調査結果は、未だ発表されていないのでしょうか。</p> <p>3-都市公園の面積;令和2年3月末現在の大阪府都市公園一覧表より算出。 ⇒吹田市の健都レールサイド公園の記載がありません。吹田市は当然把握しておられるのだから、大阪府のデータでは無く吹田市のデータの記載が必要。</p> <p>4-特定非営利活動法人(NPO法人)数;令和2年6月末現在。⇒内閣府NPOホームページでは、令和5年2月末の認定数の記載が。 ※NPOのサイトでは、数はコンビニと同じくらいの数。NPO法人の推移グラフからNPO法人は減少…の記載があり。</p> <p>5-自主財源比率・住民1人あたりの地方債残高;令和元年度決算のデータ。⇒直近の令和3年度のデータの記載が必要と思います。</p> <p>6-出火率(人口1万人あたりの出火件数)・水道の有効率;令和2年吹田市消防年報。令和2年度版吹田市水道事業年報 ⇒直近の令和3年度のデータの記載が必要と思います。</p> <p>7-開業率、卸売業・小売業の年間販売額;総務省 平成28年経済センサス ⇒政府のサイトには、5年ごとに実施され令和3年のデータが公表されているように思えます。</p> <p>8-住み続けようと思っている市民の割合;令和2年度市政モニタリング調査。 ⇒吹田市は毎年、モニタリング調査を行っておられる事から、最新版・推移グラフの記載を要望。</p> <p>9-医師の数(平成30年)、病院の数(令和元年);⇒最新版の記載を要望。</p> <p>10-児童会館・児童センターの数、子育て広場の数; ⇒いつ現在の数なのか、○年□月時点の記載をされたら。</p> <p>11-大学の学生数;大阪府令和2年度 大阪の学校統計 ⇒大阪府では、2023年1月に令和4年度版が公表されています。 ※お忙しいとは思いますが、よろしくお願い致します。</p>	<p>「データで知る吹田」に記載の内容につきましては、令和5年度以降、毎年度1回、情報の更新を行う予定です。更新時期につきましては、各種データの更新時期のばらつきもあり未定でございます。 今後、情報収集に努め、データが揃う適切な時期に新しいデータへの更新を実施してまいります。</p>	シティプロモーション推進室	R5.4.10	R5.4.19
37	恫喝	<p>吹田市役所駐車場にての事。 4月5日16時頃、車で駐車場出口に向かう途中、警備員〇〇という名の女警備員から大声で恫喝され、車に同乗していた家族が恐怖を覚えた。 二度とこのような恫喝がないよう具体的な再発防止策を吹田市、及び入札警備会社に強く求める。 吹田市から回答がないので再度上記再発防止策を求める。</p>	<p>この度は警備員の対応により、ご不快な思いをされたことに対しお詫び申し上げます。 当該警備員には、安全上必要な場合に来庁者へのお声がけを行う際にも、大声で駆け寄るなど威圧的な対応とならないよう注意を行いました。また、市庁舎警備業務の受託業者に本件を報告し、指導教育責任者からも現場指導するよう伝えました。 今後につきましても、安心して市役所駐車場を御利用いただけるよう指導を徹底してまいります。</p>	総務室	R5.4.12	R5.4.19

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
38	統-8。吹田市HPの改善提案	<p>4月11日に掲出の「国民生活基礎調査への御協力を…」の疑問。          ・サイト内の説明文は、情報不足であり調査を受ける方は「そんな事、書いていなかった」…の場面が想定され、調査への信頼が無くなるとスムーズな調査が行えなくなります。          1)調査日が、令和5年6月1日(木曜)の記述が有りますが、調査スケジュール(4月中旬頃・5月下旬頃・6月1日以降・6月下旬頃・7月13日以降)の項目&amp;内容が必要。          ⇒4月中旬頃から、調査員が訪問される…～7月迄続く事から、記述が必要。⇒添付画像-1          2)調査日が、令和5年6月1日(木曜)の記述が有りますが、この表現では6月1日に調査員が訪問…と勘違いが…。          ⇒6月1日時点の情報の調査と思っておりますので表現に工夫が必要。⇒[例]調査基準日は6月1日(木曜日)          ⇒添付画像-2          3)回答方法について、国勢調査のように対面回収方式とオンラインによる方法の選択式について記載が必要。          ⇒調査事項が、「世帯員数、5月中の家計支出総額、最多所得者、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、傷病の状況、公的年金・恩給の需給状況、所得の種類別金額等」…など、調査員に知られたい項目が多いので明記が必要。          4)サイトの末尾に「不審に感じた場合は、調査員証の掲示を求めるか、国民生活基礎調査コールセンターまでご連絡ください」の文言に違和感が…。          ⇒今回の調査項目には、世帯員の構成・収入・支出他があり、回答者にすれば非常に不安。⇒調査員は調査員証(顔写真付き)をまず最初に提示して信頼関係を築く必要有り。順序が逆。          ・数か月前に、関東で押し込み強盗・強殺が連続発生。拙宅で2か月前にインターネットのプロバイダーの切替の営業マン。首から顔写真月の名札が有りましたが、説明につづまがなく、結局は騙しの営業でした。          5)調査員証の発行者は、吹田市長さんが任命・委託することから、調査員証(見本入り)の画像をサイトに貼付けられたら…。          ⇒「不審に感じた場合は、国民生活基礎調査コールセンターまでご連絡…」では無く、吹田市が調査員の信用度を調査を受ける方に対して担保すべきと考えます。⇒吹田市の連絡先の電話番号を掲載されたし。          ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>調査日について、6月1日(木曜)と記載していましたが、基準日であり実際に調査員が訪問する日ではなく、誤解を招く表現であったことから、詳細なスケジュールを追記しました。          回答方法について、記載がなかったため、オンラインでの回答を含め、詳細に記載しました。          調査員証の提示について、実際には、これまでから調査員であることを名乗り、調査員証を提示のうえで訪問しておりました。厚生労働省の表現にあわせておりましたが、実態に沿うよう修正しました。          調査員証をホームページに掲載という御提案については、偽造防止等の観点から差し控えさせていただきます。          吹田市の連絡先については、ホームページの下端に記載があること、本事業の主体は国であり、本市へ問い合わせをいただいたとしても、国のコールセンターを御案内することになることから、本文への記載を見送らせていただきます。</p>	保健医療総務室	R5.4.12	R5.4.21
39	北千里駅ロータリーの道路の凸凹について	<p>4月9日早朝の清掃活動時に北千里駅ロータリーのタクシー乗り場あたりの車道の真ん中付近に凹凸があり、コケそうになりました。          いつの間に陥没したかわかりませんが、危ないので補修をお願いします。</p>	<p>現地確認を行ったのですが、場所を特定できなかったため、具体的な場所を教えていただけませんか。          写真等があれば送付いただけると場所を特定しやすく助かります。</p>	道路室	R5.4.14	R5.4.21
40	大会の場所の確保について	<p>連盟杯の市の主催になっているのは市と連盟とが共催で行い、教室に参加している方の発表の場所としての大会ということは理解しましたが、市報やホームページを見ますと、市の主催や共催で行っている大会やスポーツ施設で行っている共催スポーツ教室は参加費を徴収されています。その参加費は、市の収入でしょうかそれとも連盟の収入になるのでしょうか。          市の主催は場所代が免除と2回目の回答で頂いていますが、連盟の為に先に場所を確保して教室や大会を行い、参加費がもし連盟の収入になるのであれば、他の団体との公平性に欠け、市が連盟に忖度をしているように感じます。          他の団体も連盟と同じように教室や大会ができないのでしょうか。          また、1回目に頂きました回答と2回目と3回目に頂きました回答の書き方が異なりますがなぜ違いがあるのでしょうか。</p>	<p>市の主催・共催スポーツ大会及び共催スポーツ教室での参加費につきましては、連盟(協会)の収入となっております。これらの収入は、全て大会及び教室運営に充てられております。また、他の団体も連盟と同じように教室や大会ができないか、との御質問については、以前の回答と重複しますが、主催・共催スポーツ大会等を優先させていただき、次に市後援の大会等を調整させていただいておりますので、御理解の程、よろしく願いいたします。回答の文書につきましては、1回目は、回答様式を使用せず、回答文を送付してしまいました。誠に申し訳ございませんでした。市後援の大会開催を御検討中でございましたら御相談いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>	文化スポーツ推進室	R5.4.17	R5.4.21

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
41	北千里駅周辺での歩きタバコについて	4月19日8時30分頃、吹田市藤白台の府営吹田藤白台3棟から1棟に抜ける通路で上下黒で黒い帽子をかぶった30～40代くらいの男が歩きタバコをしていた。 府営3棟の住人と思われるのでエントランス掲示板や回覧で歩きタバコ禁止の周知、事案の公表をお願いします。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.4.21	R5.4.21
42	続2・片山公園にタイムカプセルが設置されてから32年が経過。開封時期の繰り上げのお願い。	令和3年7月21日に投稿。8月4日の市シティプロモーション推進室の回答「市制施行100周年に開封することを予定、繰上げ開封の必要性等については今後検討」「連絡先のリストの有無は現在調査中ですので改めて回答いたします」を頂いております。1年8か月が経過。 →コロナ禍で有りましたが、今日時点で未回答。そろそろご決断をお願い致します。 2017年の吹田市第4次総合計画のワークショップ後の意見募集でも、書面でタイムカプセルの繰上げ開封について提出しております。 ・R5年3月8日。【茅野市】タイムカプセルに納められた23年前の手紙…4089通のうち、3400通が、連絡がつかず未返却。 ・R5年3月22日。【神戸市灘区の摩耶山】タイムカプセルに納められた40年ぶりの手紙1143枚の手紙の内、約1千枚、連絡がつかず未返却。 ・R3年7月投稿時にも、カプセル内の多くの内容物が返却困難を記載。 ※タイムカプセル開封の目的は、当時、カプセルに入れられた色々な世代の方々が寄り集まって思い出や吹田の身近な歴史を語りあい、感動する場面や賑わいのある開封に意味があると考えます。 ・対象者に連絡を取るのには困難。当時のことを知る職員もほとんどおらず、詳細はほぼ不明という実情。 ・当時の小中学生などは、就職・結婚(特に女性は)などで他府県や他市に転居されている方も。また実家も無くなり連絡先が無くなっていると考えます。 ・開封時期が吹田市100周年に行われると考えておられるのならば、今から約20年後の2040年になります。 ・私の知人(70才代)が当時、PTAの会長をしており平和の鐘の除幕式に立ち会った…と聞いております。今から20年後は90才代に。 ※20年前の2003年5月23日は個人情報保護法の成立日。タイムカプセル事業は例えばタイムカプセルの中身返却用でも卒アル等の個人情報を外部に引き渡す事へ、有効な許諾を得られず、効率的に返却できないと考えられます。加えて片山公園に隣接のJR西の社宅の多くが解体され大和大学が建設。 ・タイムカプセル開封についての判断・決裁権限者は誰になりますか?。早期のご判断をお願いします。 ※タイムカプセルが土中に50年間、カプセルの防水処理も心配。大人の事情ではないご判断をお願いします。開封式が寂しいのは、避けて頂きたいです。	前回、御意見をいただいた後も連絡先リストの有無について調査させていただきましたが、リストの存在については確認することができませんでした。 また、タイムカプセルには当時の小中学生の作文が入れられておりますが、開封には多額の費用がかかることも踏まえ、当時の決定に従い、市政施行100周年に開封いたします。	シティプロモーション推進室	R5.4.10	R5.4.24

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
43	続-7. 吹田市HPの改善提案	<p>4月10日に掲出の「吹田市主催採用試験説明会」の疑問。          ・私は、タイトルの“主催”の文字を見て、吹田市が吹田市内の企業が行う採用についての取りまとめの合同説明会?…と勘違いをしてしまいました。          ⇒(案)サイト内の[副題]「令和5年度(2023年度)職員採用候補者試験説明会」にされた方が応募者には分かり易いと思います。          ⇒添付画像-1-下。          ・吹田市HP(TOP頁)の新着情報(4/10)の枠外にはみ出して、今は「吹田市主催採用試験説明会」のタイトルが見えません。 ⇒添付画像-2          ・新着更新情報一覧(4月10日)のサイトを見れば分かりますが、日にちの経過と共に下に繰り下がって、応募希望者の目から遠ざかって行きます。          ⇒吹田市HP(TOP頁)の新着情報の「採用情報」のタブには、説明会の掲出がされておらず、掲出をされたらいかがでしょうか。          ⇒添付画像-1-上[採用情報]。          ・吹田市HP(TOP頁)の“市政”⇒人事・職員採用⇒職員採用試験のサイトに至るまでは、応募希望者の目に触れにくいと思います。          ※3月29日に、後藤市長からメッセージ(吹田市職員に応募して下さい)掲出されており、リンクを貼られたら良いかと思えます。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>①より分かりやすい表現とするため、御指摘も参考に「吹田市主催職員採用試験説明会」とタイトルを改めます。併せて、外部団体主催イベントページのタイトルも「外部団体主催吹田市職員採用試験関連イベント」に改めます。          ②ホームページトップの新着情報につきましては、日々新たな情報が掲載されるため、御指摘のとおりトップページの「すべて」に掲載される期間は短くなってしまいます。このことから、新着情報の中に「採用情報」のみを表示する機能を追加しております。現在は説明会の情報をシステムの仕様上「採用情報」には掲載できず「お知らせ」欄に掲載しておりますが、今後掲載する情報は「採用情報」へ掲載できるよう対応中です。          ③吹田市採用試験ページの表示方法は、HP上部の検索機能を活用いただく場合や、SNS等での通知にあるリンクから直接アクセスする場合など様々ありますが、リンクの貼り付けも含め、必要とする情報に、よりたどり着きやすいよう、今後とも工夫してまいります。</p>	人事室	R5.4.11	R5.4.25
44	インボイス中止を求める意見書について	<p>祖父・母・私は親子3代、吹田市で生まれ、育ちました。          その思い入れのある土地の市政において真面目に働いている者を虐げる決定がなされたことに強い怒りを感じています。          政治に関わる者であれば、インボイス制度に関わる消費税がいかに歪められて周知されているかはご存じでしょう。          知っておいて市民に嘘を吐き増税を押し付けるインボイス制度を看過するのは詐欺の幫助と変わらないではありませんか?          吹田市だけに絞っても、僅かばかりの税収のために、多くの失業者による市財政へのダメージは計り知れないでしょう。          政府の思惑通り消費税率が上がったとしても、後始末で痛い目を見るのは地方自治体である市町村なのは火を見るよりも明らかなはずです。          政府へのインボイス中止を求める意見書の速やかな提出を求めます。</p>	<p>インボイス制度については、消費税における複数税率採用に伴う適正な課税の観点から実施が決定されたものであり、市として国に対してその見直しや中止を求める立場にはないとの認識でございます。</p>	企画財政室	R5.4.18	R5.4.25
45	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>4月12日18時10分頃、北千里駅近くの公社2棟付近で上は黒、下は青いジーンズの50~60代くらいの男が歩きタバコをしていた。当該男はピアノ池方面に歩いて行った。          最近、暖かくなり歩きタバコが増えてきているので今後も張り紙や職員の巡回など継続していただきたい。          今日もスモークフリーすいたの番組をテレビでやっていた。          スモークフリーを掲げるなら早期に歩きタバコの街にしなければならぬ。これは民度の問題だ。</p>	<p>御指摘の市道は、指導員活動を不定期に実施しております。引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.4.13	R5.4.28

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
46	<p>続-9. 吹田市HPの改善提案</p>	<p>4月4日に掲出の「消防本部採用情報 試験申込」ならびに4月14日に掲出の「令和5年度吹田市消防職員採用候補者試験について」の要望・提案。          就職するというのは、人生における重要なイベントです。職員の募集案内のHP作成に際しては、応募者に配慮した内容にされた方がよいと思います。          1)4月4日に掲出の「消防本部採用情報 試験申込」サイト内の説明文は非常に情報不足です。          ⇒消防職員採用申込フォームのみで、「募集要項をご確認の上、申込んでください」の記述がありますが、「募集要項」の貼付けが無く不親切。          ※「募集要項」は4月14日に掲出。(採用予定人員、申込書受付期間、試験日時及び試験会場、受験資格、試験の方法など他)          ⇒添付画像-1 下-募集要項無し。上-採用情報に無し          2)4月14日に掲出の「令和5年度吹田市消防職員採用候補者試験について」への要望。          ⇒添付画像-2 本来の募集案内のサイトに思えます。4/4にもこのようにされていたら応募者には分かりやすかった。          「募集要項」で、申込期間が令和5年4月4日(火)～4月23日(日)である事から、タイトルに申込締切日:4月23日(日)を補記されたら良かった。          「第1次試験について(1)午前中に一般教養試験があります」…の記述がありますが、4月14日に掲出の総務部人事室による「令和5年度吹田市職員採用候補者試験(6月実施)」のサイトには、「令和5年度からは一般教養試験を廃止」…の記述があります。          ⇒吹田市の職員募集について、整合性が必要。          ⇒個人的には、消防職員採用候補者試験では、“一般教養試験”が必要だと思います。⇒総務部人事室による“市職員の募集”のサイトには、人事室として例外規定の但し書きの記載が必要。          「募集要項」で、「試験申込書等の郵便請求期間 令和5年3月28日(火)から令和5年4月12日(水)まで(必着)」の記述がありますが、既に請求期間を過ぎてのHP掲出。⇒何か変。          3月29日の後藤市長から職員採用試験のビデオメッセージでも、「令和5年度からは一般教養試験を廃止」…の発言があった記憶が…          3)消防職員採用候補者試験で「5月13日(土)の第1次試験を中止した場合は5月21日(日)に順延とします。」の記述がありますが⇒          ⇒順延であれば、5月14日(日)だと思います。          ⇒5月21日(日)であれば、“延期”の表現になりますので、確認をお願いします。          4)広報課の方へ。市HP(Top頁)の新着情報欄の“お知らせ”のタブと“採用情報”のタブの使い分けについてHPのマニュアルでは、どのようになっているのでしょうか。          ・今回の消防職員採用候補者試験では、いずれのタブに掲出されていません。          ⇒添付画像-1 下-募集要項無し。上-採用情報に無し          ・4月14日に掲出の「吹田市主催採用試験説明会」が、“採用情報”のタブでは無く、“お知らせ”のタブに掲出されています。          ⇒「吹田市主催採用試験説明会」について、個人的には“採用情報”のタブの方が市民の目に触れやすいと思います。          ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>(1)について          募集要項については3月27日に掲載済みです。ただ、御指摘のとおり別ページでわかりづらいところがありましたので統合しました。貴重な御意見ありがとうございます。          (担当:総務予防室)</p> <p>(2)について          試験申込書等の郵便請求につきまして、募集要項を3月27日に掲載していただきましたので、応募者は請求期間に確認できる状態でした。その他、いただいた御意見を今後の広報業務に生かしていきます。          (担当:総務予防室)</p> <p>「令和5年度吹田市職員採用候補者試験(6月実施)」ページ内では、人事室が実施する職員採用候補者試験の試験区分等を示しており、同ページ内に消防職についての記載をすると却って混乱を招くおそれがあることから、但し書きは記載しておりません。          (担当:人事室)</p> <p>(3)について          御指摘のとおり「延期」が正しい表現となります。次回の募集要項に反映させていただきます。          (担当:総務予防室)</p> <p>(4)について          HPのページ作成については、発信用途に適したページ様式を使用し作成することとしており、使用するページ様式によって“お知らせ”や“採用情報”のタブに掲出される仕様となっております。広報課では定期的にページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。          (担当:広報課)</p>	<p>人事室、広報課、総務予防室</p>	<p>R5.4.17</p>	<p>R5.4.28</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
47	続-10。吹田市HPの改善提案	<p>4月14日に掲出の「大阪大学との医療連携」について、タイトルの改善要望。</p> <p>サイトの内容は、吹田市立地域支援センターと大阪大学医学部附属病院が連携して、発達に課題のあるお子さまの相談・支援を行います。⇒添付画像参照</p> <p>⇒児童部 こども発達支援センターは、市民に分かり易いタイトルの工夫を要望。</p> <p>・大学と附属病院の役割は異なります。また、医療連携の“医療”も広範囲にわたる事からタイトルを工夫されて市民に分かり易くして頂きたい。</p> <p>・タイトルを見られた市民の中には、難病の方、身体障がい・視覚障がい者、病気治療で原因不明により治療方法が確立されていない方…等は、このサイトを見て期待を裏切られた…と思われる市民がおられるかもしれません。</p> <p>⇒[仮案]「大阪大学医学部附属病院と連携による、発達に課題のあるお子さまの相談・支援」</p> <p>・広報課の方へ。このタイトルはサイトの内容とアンマッチ。</p> <p>⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されてい無いのであれば、マニュアルの充実化を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1つ目及び2つ目の御指摘について 貴重な御意見ありがとうございました。 いただいた御意見を踏まえ、サイトの内容を修正いたしました。 今後とも、市民の皆様に分かりやすい内容を吹田市ホームページから発信できるよう努めてまいります。 (担当:こども発達支援センター)</p> <p>3つ目の御指摘について HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、ご意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。 また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	広報課、こども発達支援センター	R5.4.17	R5.4.28
48	続-16。吹田市HP。4/21の「高齢者に3千円分のギフトカードを配付します」について、タイトルの改善提案。	<p>・3/29にも同じタイトルが掲出されており、また配布時期が5月下旬からであり、タイトルに配布時期を補記されたら、サイトを開かなくてもイメージができます。</p> <p>⇒[仮案]『高齢者に3千円分のギフトカードを5月下旬から6月上旬に順次発送します』</p>	<p>タイトルについては、ホームページをスマートフォンで閲覧した場合にも見やすいよう、短く簡潔にしています。配付時期についてはページ内において太字及び赤字で強調して表示しています。今後わかりやすく、見やすいホームページの作成に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	高齢福祉室	R5.4.24	R5.4.28



令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
49	ハラスメントへの 人事室での 対応	<p>4月25日に、市民が職員からハラスメントを受けたという相談を電話で人事室の〇〇氏と したところ、以下のような対応でした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメントではないと判断した理由を、こちらから尋ねないと話さない</li> <li>・ハラスメントではないと「誰が」判断したのか、との問いに「こちら」としか返答しない</li> <li>・こちらが話しているときに喋り出す</li> <li>・人の話を聞かず、会話が通じない</li> <li>・こちらの質問に答えず、何度も同じ主張を繰り返す</li> <li>・話をすり替える(「意見に答えない」という話を「採択されない」「提案を受け入れない」に すり替えた)</li> <li>・遠回しな返答が多く意味がわかりづらい</li> <li>・終始早口で聞き取りにくい</li> <li>・こちらが喋っている途中で勝手に電話を別人に繋ぐ</li> </ul> <p>またハラスメントの行為者としている障がい福祉室に勝手に電話を繋ぎましたが、一般 にハラスメント対応において、当事者間のみで話し合うことは不可とされています。</p> <p>質問です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)市役所には、職員が市民にハラスメントを行った場合の対応手順は明文化されている のか。あるなら公開されているのか(検索しても出て来ないが)</li> <li>(2)明文化されているのであれば、〇〇氏の対応はそれに沿ったものだったのか</li> <li>(3)ハラスメントではないと判断したのは〇〇氏1人なのか。だとすると、それが正式な手 順なのか</li> <li>(4)ハラスメント相談において、当事者間で話をさせるのは市役所のハラスメント対応とし て正式な手順なのか</li> <li>(5)喋っている途中で勝手に電話を別人に繋ぐのは、社会人として常識のある行為か</li> <li>(6)ハラスメントではなかったから問題ないという返答が予想されるが、その場合でもネット 上には「結果を当事者に伝え、判断に至った経緯や根拠を丁寧に説明します。当事者か らこの判断について不服申し立てがあった場合には、再度調査を行うことも考えられま す」とある。〇〇氏の対応はこれを満たしているか。</li> </ol>	<p>お問合せいただいた内容は、会議の運営に関するものであり、ハラスメ ントの問題ではないと認識しております。 会議の事務を所管する障がい福祉室において対応されていることを確 認しておりますので、御了承の程よろしくお願いたします。</p>	人事室	R5.4.26	R5.4.28